

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成25年9月2日
【会社名】	株式会社アイフリークホールディングス (旧会社名 株式会社アイフリーク)
【英訳名】	I-FREEK HOLDINGS INC. (旧英訳名 I-FREEK INC.) (注)平成25年2月15日開催の臨時株主総会の決議により、平成25年4月1日 日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 永田 万里子
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号 (注)平成25年4月1日より本店を福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号 から上記に移転いたしました。
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリークホールディングス 東京支店 (東京都港区赤坂二丁目17番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長永田万里子は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社を「重要な事業拠点」とし、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを重要性の大きい業務プロセスとして評価対象とし、連結子会社における不明瞭な取引及び当社における直送卸取引に係る内部統制についても評価範囲として追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成25年6月17日、同年4月及び5月に、当社の海外子会社であるI-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LTD. において当社取締役が関与した不明瞭な資金の流れが判明いたしました。

それに伴い、当社取締役会及び監査役会において、事実関係の詳細及び経緯の調査を行ってまいりましたが、より厳格に調査を行い、調査の客観性・信頼性を高めることを目的として「調査委員会」を設置し、鋭意調査を進めてまいりました。

本調査の結果、海外子会社における同取締役が関与した不明瞭な資金の流れについては、同子会社の資金が取引のある会社を経由し、さらに同取締役の個人口座を経由して当社の滞留売掛金への入金、また、未承認の経費等の支払いや個人的な貸付に充当されていた事実が判明いたしました。当該事項について、かかる行為を防止することができず、また発覚が遅れたのは、同取締役に権限や情報が集中していたことやコンプライアンス意識に問題があったこと、業務執行を相互に監督すべき機能が十分でなかったためであります。

さらに、同取締役が関与した国内の直送卸取引においても、他社への資金融資を目的とした納期等の点において通常とは異なる直送卸取引がなされており、結果的に当連結会計年度において実在性のある直送卸取引がなされていないことが判明いたしました。当該取引を防止することができず、また発覚が遅れたのは、同取締役の決裁権限の範囲内であり、売買基本契約書及び受発注に係る証憑は整っており、現物の発送についての事実を証明する証憑の確認を実施していなかったこと、業務執行を相互に監督すべき機能が十分でなかったためであります。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及び直送卸取引に係る業務プロセスにおいて、開示すべき重要な不備が存在していると判断しております。

なお、当該事項は当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができありませんでしたが、上記の開示すべき重要な不備に起因する財務報告への影響については、本調査の結果を受けて連結財務諸表を作成しているため、連結財務諸表に及ぼす影響はありません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、調査委員会の調査結果による改善策に従って、抜本的な再発防止策の作成・推進を実施いたします。

- (1) コンプライアンス意識の向上
- (2) 経営体制の強化
- (3) 海外子会社における商流の透明性の確保
- (4) 業務プロセスにおける当社の経理部門におけるチェック機能の追加
- (5) 内部通報制度の充実

4 【付記事項】

当該行為を行っていた取締役は、平成25年7月31日付にて取締役を退任しております。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。